

## 令和3年度大河ドラマ館事業

### 大河ドラマ館運営・管理等業務 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 業務名称

令和3年度大河ドラマ館事業 大河ドラマ館運営・管理等業務

#### 2 業務目的

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が2022年1月から放映されることを受け、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議会（以下「協議会」という。）が、伊豆の国市葦山文化センターに大河ドラマ館を設置することを決定した。

これに伴い、大河ドラマ館の運営・管理を行うとともに、「北条」の歴史とその価値の伝承、地域特産品のPR、ゆかりの地を含めた周遊促進の拠点として活用するため、大河ドラマ館への誘客、観光事業者等へのPR、来場者への周遊案内等を行うことで、本市の歴史文化の価値や魅力を広く全国へ発信し、地域の活性化に繋げることを目的とする。

#### 3 業務概要

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 業務名称     | 令和3年度大河ドラマ館事業 大河ドラマ館運営・管理等業務 |
| (2) 業務内容     | 別紙仕様書に記載                     |
| (3) 委託契約期間   | 契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで        |
| (4) 事業者の選定方法 | 公募型プロポーザル方式                  |
| (5) 委託上限額    | 54,997千円（消費税及び地方消費税を含む。）     |

ア 上記の委託上限額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費を含む。

イ 2022年度については、協議会の2022年度収支予算に係る議決等の状況によっては、調整を要する場合がある。

ウ この実施要領及び別紙仕様書に定める以外の効果的な提案がなされた場合、また、社会情勢の変化等による運営方法の見直しが必要な場合、金額の変更を行う場合がある。

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者及びなされていない者。
- (3) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (5) 2011年4月1日以降に、国又は地方公共団体等又はこれらの者が構成員である組織が実施した同種の業務を元請けとして履行した実績を1件以上有する者。

※同種の業務とは、大河ドラマ館またはそれに類する施設の運営・管理等業務とする。

## 5 提出書類等

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の必要書類を提出すること。

### (1) 参加申込に係る提出書類

#### ア 必要書類（A4サイズを基本とすること）

提出書類等	留意事項
①プロポーザル参加 申込書 (様式1)	・①～④を順番に左上1箇所をホッチキス留めすること。
②会社概要書 (様式2)	
③業務履行実績等証 明書 (様式3)	・2011年4月1日以降に、国又は地方公共団体等又はこれらの者が構成員である組織が実施した同種の業務を元請けとして履行した実績について、主なものを5件まで記載すること。
④暴力団等の関与が ないことの誓約書 (様式4)	

#### イ 提出期限

令和3年7月16日（金）17:00まで

#### ウ 必要部数

各1部

### (2) 企画提案書等に係る提出書類

#### ア 必要書類（A4サイズを基本として、①～⑧全体で30ページを超えないこと）

提出書類等	留意事項
①鑑（様式5）	・企画提案書等は、様式第5号を鑑とし、②以降を順にクリップ留めした紙媒体10部（正本1部、副本9部）を提出すること。 ・副本は、すべての提出書類について企業名が分からないようにすること。
②会社概要及び過去の 業務実績 (任意様式)	・2011年4月1日以降に、国又は地方公共団体等又はこれらの者が構成員である組織が実施した同種の業務を元請けとして履行した実績について、主なものを5件まで記載すること。 ・受注形態として、単独、JVの別を記載すること。
③担当技術者の実績 (任意様式)	・配置予定の総括責任者及び担当者の別を記載すること。（総括責任者と担当者の兼務不可） ・2011年4月1日以降に、各業務従事者が経験した本業務に活かせる実績について、主なものを5件まで記載すること。
④業務実施体制 (任意様式)	・業務実施・管理体制、業務実施能力、適格性等について記載すること。 ・本業務を安定的かつ柔軟に実施する上での体制のポイント、業

	務を円滑に推進するための工夫、業務フローやバックアップ体制等について、実績を交えながら記載すること。
⑤運営・管理計画 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大河ドラマ館への誘客計画やPR広報計画について、具体的に提案すること。</li> <li>・大河ドラマ館への誘客と併せて、市内の周遊や消費拡大に繋げる取り組みについて具体的に提案すること。</li> <li>・大河ドラマ館を運営する上で、実現可能な新型コロナウイルス等の感染症防止対策について記載すること。</li> </ul>
⑥スケジュール表 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結後から委託契約期間の業務進行が分かるように記載すること。</li> <li>・業務目的や方針に照らして適切かつ実現可能なスケジュールとすること。</li> </ul>
⑦見積書 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書は、本業務を履行するために必要な全ての経費を含めた本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）、総額（税込）を記載すること。</li> <li>・2年度分の見積内容の詳細が分かる資料を添付すること。</li> </ul>
⑧その他 (任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要綱に記載されていない事項で本業務の実現に必要な事項、参考になる事項があれば、必要に応じて提案者の判断で記載又は参考となる資料を提出すること。なお、追加提案に係る費用については「⑦見積書」に加えないこと。</li> </ul>

イ 提出期限

令和3年8月2日（月）17:00まで（必着）

ウ 必要部数

正本1部、副本9部

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送にて、協議会事務局に提出するものとする。

【提出先】

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1 あやめ会館1階  
大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議会 事務局  
(伊豆の国市観光文化部 大河ドラマ推進課内)

(4) 提出書類の取扱い

ア 受付期間終了後は、協議会の同意なく、提出書類に記載された内容の変更は認めない。

イ 提出書類は、本件選考後も返却しない。

ウ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

エ 提出書類（ウで複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。

オ 提出書類は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）の規定に準じて公開する場合がある。

カ 提出書類に記載された個人情報は、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、伊豆の国市個人情報保護条例（平成17年伊豆の国市条例

第9号)の規定に準じて取り扱う。

キ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

ク 提出書類の著作権は原則として参加申込者に帰属するが、契約事業者については、事前に了解を得た上で、協議会の活動に必要な範囲において提出書類を無償で利用できるものとする。

## 6 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問書(様式第6号)により、電子メールで提出すること。

#### 【提出先】

大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議会 事務局

(伊豆の国市観光文化部 大河ドラマ推進課内)

MAIL : taigadrama@city.izunokuni.shizuoka.jp

### (2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた形で伊豆の国市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないと協議会が判断した場合は、回答しないことがある。

## 7 審査の方法

### (1) 審査の基準

協議会が設置する大河ドラマ館運営・管理等業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で定めた評価基準に基づき、審査を行う。

### (2) 審査方法

ア プレゼンテーションを実施したうえで、選定委員会において企画提案書、見積金額、その他提出書類及びプレゼンテーションの内容を(3)の評価基準に沿って審査し、最優秀提案者1者を契約候補者として選定する。

イ 選定委員会の会議は、非公開で行う。

ウ プレゼンテーション実施にあたり使用する備品等は、全て提案者で用意すること。但し、スクリーンについては協議会において用意する。

エ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。

オ プレゼンテーションの実施日時、場所等の詳細は、後日通知する。

### (3) 評価基準

評価基準及び配点表(別紙1)のとおり

### (4) 失格事項

次の事項に該当する場合は、失格とする。

ア 提案者が参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出すべき書類に不備があった場合(軽微な場合を除く。)

エ やむを得ない事情がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

- オ 見積額が委託上限額を超えた場合
- カ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合（但し、公共交通機関の大幅な遅延等、提案者の責に依らない場合を除く。）
- キ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ク その他著しく信義に反する行為あった等、選定委員会において契約締結が困難と認められた場合

#### (5) 審査結果の通知

審査結果は、審査完了後、参加申込者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

### 8 契約候補者との協議

審査により選定した契約候補者と協議会は、契約締結に向けて仕様書の細目について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じ契約候補者の提案に対して修正を求めることができることとし、当該契約候補者は、誠実に協議に応じるものとする。

なお、契約候補者との協議が不調のときは、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた交渉を行う。

### 9 スケジュール

公募開始日	令和3年7月6日（火）
参加申込書等の提出期限	公募開始日 から 令和3年7月16日（金） まで
質問書の提出期限	公募開始日 から 令和3年7月20日（火） まで
質問の回答予定日	令和3年7月27日（火）
企画提案書等の提出期限	公募開始日 から 令和3年8月2日（月） まで
プレゼンテーション予定日	令和3年8月10、12、13日のいずれか（別途通知）
審査結果通知予定日	審査完了後、速やかに通知
契約締結日	令和3年8月中

※日程については、協議会の都合により変更する場合がある。

### 10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等の内容について、協議会が必要に応じて意見を求めた場合は、これに応じること。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (6) 参加申込を前提として、大河ドラマ館の設置予定会場である葦山文化センター内部を見学したい場合は、問い合わせ先へ連絡すること。

## 11 提出先及び問い合わせ先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡340-1 あやめ会館1階  
大河ドラマ「鎌倉殿の13人」伊豆の国市推進協議会 事務局  
(伊豆の国市観光文化部 大河ドラマ推進課内)

担当：望月、土屋、渡辺

電話：055-948-1177

FAX：055-948-2926

MAIL：[taigadrama@city.izunokuni.shizuoka.jp](mailto:taigadrama@city.izunokuni.shizuoka.jp)